

## 正誤表

## 2026年度版 司法書士 パーフェクト過去問題集

## 3 択一式 民法〈親族・相続〉

本書において下記の通り誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	誤	正	更新日
22	第1編 第10問 (令3-20) 肢イ 解答解説 下から2~1行目 また、 <u>当事者の配偶者または前婚の配偶者</u> も 肢オ 解答解説 1行目 その協議で、その一方を	また、前婚の配偶者も  その協議で、その <u>双方または一方</u> を	26/06/26
26	第1編 第12問 (平20-21) ウラ解き！ 無効な婚姻の追認が認められる肢イと、 <u>婚姻関係が事実上破綻していても、婚姻の効果として夫婦間の契約の取消しが認められるか否かの判例の肢オ</u> に注意すること。	無効な婚姻の追認が認められる肢イに注意すること。	26/06/26
28	第1編 第13問 (平30-20) <u>正解 3</u>	<u>解答不能</u>	26/06/26
46	第1編 第21問 (平27-20 (改題)) ウラ解き！ 1行目 推定される嫡出子・ <u>されない嫡出子</u> ・及ばない嫡出子、 肢エ 解答解説 3~4行目 推定される (同 <u>II</u> 前段：)	推定される嫡出子・及ばない嫡出子、  推定される (同 <u>I</u> 前段：)	26/06/26
48	第1編 第22問 (平24-21 (改題)) 肢イ 解答解説 2行目 (民§772 <u>II</u> 前段)	(民§772 <u>II</u> 後段)	26/06/26
68	第1編 第30問 (平12-20) 肢エ <u>解説を以下に差替え</u> 父が認知した子の親権は母が行うが、父母の協議で父母の双方または父を親権者と定めることができる (民§819IV)。嫡出でない子の親権は母となるが (母の単独親権)、父の認知後は、父母の協議で、父を親権者とすることもできる (父の単独親権)。		26/06/26

70	第1編 第31問 (平18-22 (改題)) 肢1 解答解説 1~2行目 その婚姻の時から嫡出子の身分を取得する (民§789; 認知準正)。 肢2 解答解説 2行目 Aが, 未婚のBがAの子C	その認知の時から嫡出子の身分を取得する (民§789Ⅱ; 認知準正)。  Aが, 未婚のBが生んだAの子C	26/06/26
96	第1編 第42問 (平19-21) 肢イ 解答解説 1行目 (民§818Ⅲ本文)	(民§818Ⅱ, 824の2 I本文)	26/06/26
106	第1編 第45問 (平12-22 (改題)) 肢ア 解答解説 3行目 養親である場合 (同Ⅲ①)	養親である場合 (民§818Ⅲ①)	26/06/26
112	第1編 第48問 (平22-21 (改題)) 肢イ 解答解説 3~6行目 記載される (戸§13⑧, 戸規§30①, 35⑤)。〈中略〉嘱託をしなければならない (家事手続§15の2)。そして,	記載される (戸§13⑨, 戸規§30①, 35⑤)。〈中略〉嘱託をしなければならない。そして,	26/06/26
114	第1編 第49問 (平14-20 (改題)) 肢イ 解答解説 5行目 (民§842, 843Ⅲ, 859の2参照)	(民§843Ⅲ, 859の2参照)	26/06/26
138	第2編 第2問 (平27-22) 肢エ 解答解説 2行目 (民§1028)	(民§1042 I)	26/06/26
234	第2編 第46問 (平20-24 (改題)) 肢オ 解答解説 4行目 (民§1028②)	(民§1042 I ②)	26/06/26
258	過去問ライブラリ 第12問 (平5-19 (改題)) 肢エ 問題文 3行目 直近の婚姻が甲A間であるとき	直近の婚姻が甲乙間であるとき	26/06/26

以上